

第9章 運営・体制

1. 運営・体制の方向性

(1) 現状・課題

現在、「旧弘道館」は、都市公園「弘道館公園」として茨城県水戸土木事務所が弘道館事務所を設置して管理を行っているが、今後より一層の文化資源の活用を図るため文化財部局の参画等、文化財としての保存・活用に必要な体制を強化する必要がある。

また、指定地は、国有地（文部科学省所管）、鹿島神社所有地から成り、施設についても国、茨城県、鹿島神社等、複数の所有者から成る。そのため、適切な保存・活用に向けた土地、施設所有者間の連携体制を検討する必要がある。

保存・活用への市民参加としては、茨城県では、県営都市公園において活動するボランティア団体を認定する茨城県公園サポーター制度がある。現在、本制度で認定された2団体が弘道館公園内で観光案内等のボランティア活動を行っており、ボランティアを対象とした管理事務所の学芸担当職員による定期的な勉強会も実施している。その他、市民団体が指定地内の歴史的建造物を活用して講習会等を実施している。

「旧弘道館」は、文化財としての歴史資源だけでなく、地域住民のための地域資源、茨城県や水戸市の観光振興に向けた重要な観光資源として位置付けられている。茨城県内又は水戸市内には偕楽園をはじめとする関連資源も多く、さらには日本遺産等で関連するものは全国に広がる。そのため、「旧弘道館」の本質的価値の普及啓発、認知向上を目指して、県と水戸市や他の関連する自治体、教育機関、研究機関等との活用面での連携方法や体制を検討する必要がある。

(2) 方向性

運営・体制の基本方針

「旧弘道館」の確実な保存と、地域と連携した活用を進めるための運営や体制の構築を図る。

- 「旧弘道館」の適切な保存・活用を継続していくために、有料開放区域における収益を自主財源として有効に活用し、適切な維持管理や利用促進に向けた企画や広報活動等の運営を行っていく。

<適切な維持管理や利用促進に向けた取組みの例>

- ・民間活力の導入
- ・団体ツアー等を誘致するために旅行会社への広報宣伝 等
- ・場所貸しに向けた企業誘致、M I C E[※]（ビジネスイベント等）の開催・誘致

- 保存・活用の目標の実現に向けて、管理団体（茨城県）の内部体制を強化していくとともに、周辺地域も含めた所有者・管理者間の情報共有や事業調整を行うための連携体制を構築する。

- 弘道館が市民をはじめとする様々な人々の尽力により残されてきた経緯を踏まえ、地域住民や市民団体、県内の教育機関、研究機関との連携体制を構築して、地域住民とともに後世に継承していく。

※M I C E

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称（国土交通省観光庁ホームページより）

2. 保存・活用の体制

（1）体制の整備

①管理団体の保存活用体制

「旧弘道館」の管理団体である茨城県（水戸土木事務所）を中心とした体制で、保存・活用を継続していくとともに、文化財の専門家が保存・活用に参画する体制を強化・構築して、文化財としての適切な保存・活用を図っていく。

ア) 文化財としての保存活用体制の強化

- ・茨城県教育委員会と「旧弘道館」に関わる情報を共有し、連携して保存・活用を継続していく。
- ・保存活用計画を着実に実施するため、管理事務所において管理運営や調査研究の充実を図り、適切な保存管理や活用に関わる企画・運営を充実していく。
- ・文化財に関わる各分野の専門家による検討組織（委員会等）を設置し、今後の整備や活用に対して、継続して専門家からの助言を受けつつ事業を進める。

イ) 将来的な弘道館や水戸藩の学問に関する調査・研究施設や組織の設立に向けた検討

- ・弘道館や水戸藩の学問の価値・教育をより多くの人々に伝えるために新たに設置する施設の運営体制や、それらに関する調査・研究を継続していく組織の構築に向けた検討を進める。

②所有者・管理者間の連携体制

特別史跡指定地内の土地や施設の所有者である国、茨城県、鹿島神社や、指定地周辺で事業を進める水戸市との連携体制を構築していくために、管理団体である茨城県（水戸土木事務所）が窓口となり、文化庁、水戸市教育委員会（歴史文化財課ほか）、水戸市（産業経済部観光課ほか）、鹿島神社と情報共有や事業調整を図っていく。

（2）市民（市民団体）や教育機関・研究機関との連携体制

茨城県公園サポート制度を活用して、現在も市民ボランティアで実施されているボランティアガイドを充実させていくとともに、市民団体による指定地内建造物での講習会等の企画・運営や、維持管理活動への市民参加を推進していく。

また、県内を中心とした大学等の教育機関や研究機関と連携を図り、様々な方面的専門家や学生等と調査・研究や様々な活用に関する企画・開発・運営の共同プロジェクトを推進していく。

ア) ボランティアガイドの人材育成

- ・来訪者に「旧弘道館」の本質的価値を的確に伝えるために、ボランティアガイドの定期的な勉強会を実施し、ガイド内容の質の向上を図る。
- ・将来的には、ボランティアガイドの認定制度の導入等、ガイドの充実や育成を図るためにのしくみや体制を検討する。

イ) 維持管理や運営等への市民参加

- 特別史跡指定地内の清掃、除草等の植物管理、巡視等の維持管理作業を実施する市民団体の公園サポーター制度への参画や、市民参加の清掃イベントの開催等を推進していく。
- 活用に必要な施設の導入や公開・活用方法について、利用者の立場からの指摘や提案、要望等の意見を反映して利用促進を図っていくために、地域住民をはじめとする市民が運営等に参画できる場づくりや体制の構築に向けた検討を進める。

ウ) 教育機関や研究機関との共同プロジェクトの実施

- 弘道館や水戸藩の学問・教育に関する調査・研究やイベント、社会実験等の企画・開発・運営について、県内の大学等の教育機関や研究機関等と連携を図り、専門家や学生との共同プロジェクト等を実施する。

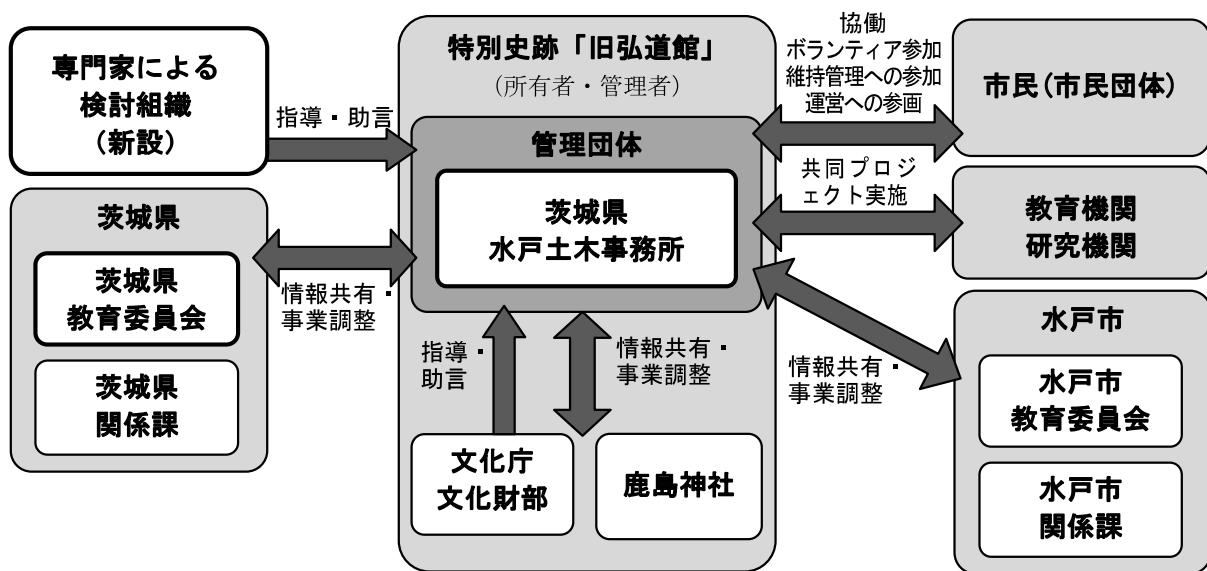


図 9-1 :「旧弘道館」の保存活用体制図